

## 配信サービスに対するガイドラインの適用に関する基本的考え方 修正案（論点別）

**論点1 「インセンティブ」が指す意味の明確化**

- 資料6-6において「インセンティブ」として挙げている1～3の例は、いずれも、放送事業者に取り組をしてもらうための施策ではなく、視聴者のために意欲的に取り組む事業者を支援する性質のものであることから、インセンティブという表現を明確化することとしてはどうか。（→資料7-2の7ページ、8ページ、10ページ、13ページ、14ページを参照）

**論点2 本検討会が対象とする「安心・安全」の意味**

- 本検討会が対象とする「安心・安全」の意味が、データの取扱いに関することであると明確化する旨の修正を行ってはどうか。（→資料7-2の2ページを参照）

**論点3 手挙げ方式だけではなく一律規制をも検討するべきかについて**

- 手挙げ方式だけではなく、一律規制も検討するべきかに関して、「配信サービスにおける規律の適用についての基本的考え方」に、追記をしてはどうか。（→資料7-2の6ページ、11ページを参照）

**論点4 次世代医療基盤法について**

- 固有のデータガバナンス体制を確保し、認定等を受けた事業者の特例的なデータの取扱いを認めるといった一般的な意味において、次世代医療基盤法のようなスキームの検討の余地はあるか。（→次世代医療基盤法の制度、スキームについて、資料7-3を参照）

**論点5 今後の検討の進め方について**

- 本検討会における議論を踏まえ、今後の検討の進め方について整理し、追記をしてはどうか。（→資料7-2の15ページを参照）

## 論点 1 に関連する構成員等の主な意見

### 構成員等ご発言（第 6 回議事要旨等）

大谷構成員：資料 6 - 6 の 15 ページ、「配信サービスにおける規律の適用についての基本的考え方」について、放送事業者の配信サービスに関する上乗せ規律については、安全・安心な視聴環境を実現するために、放送事業者が自己規律として自律的に遵守し、それに伴って視聴者の信頼を得ていくことが基本的に望ましい在り方と考えており、基本的考え方については賛同する。ただし、アテンションエコノミーがグローバルプラットフォームによって席卷されているような状態で、視聴者の時間を奪い合う中では、どうしても自律性に委ねるだけでは、健全なコンテンツの提供する事業者や視聴データを適切に利用する事業者が淘汰されかねないことが現実的に懸念される。したがって、インセンティブによって放送事業者を支援するよりは、視聴者自身をエンパワーし、安全・安心なサービスを選択することができるようにする仕組みを施策として検討すべきと考える。インセンティブの例として示されているいくつかの施策は、視聴者にとっても非常に有益なものと考えている。

視聴者視点でこれらの施策を再構成すべきである。今の表現の仕方は、ともすればインセンティブで放送事業者を動かしていく、放送事業者はインセンティブがなければ動かないといった悪い印象を与える懸念もあるため、書きぶりを見直す必要がある。

森構成員：大谷構成員の御意見に賛成である。インセンティブ自体に全く反対ではなく、これはしていただいて良いことと考える。テレビのコンテンツは、自主的な取組によって完全に安全・安心なものになっており、同じ考え方をデータにも及ぼしていただきたい。テレビのコンテンツを配信する際は、コンテンツは既に自主的な取組によって安全であるが、データにおいても安全であるということは一定程度確保していただきたいと考えている。

佐藤構成員：「インセンティブ」という言葉は人によって受け取り方が非常に異なるため、「インセンティブ」という言葉で整理していくと、後で議論がうまくまとまらない可能性がある。

宍戸座長：資料 6 - 6 の 15 ページにおけるインセンティブについて、放送が従来視聴者に対して果たしてきた公共的な役割をインターネットの世界でも果たすという総合的なメディアサービスの在り方を選ぶ放送事業者かそうでないか、あるいはその程度によって、独自の規律が配信サービスにかかるか、かからないか、ということだろう。当然、視聴者のために公共的な役割を果たしていくのであれば、通常の個人データの取扱いとは異なる部分が制度的にあり得るということ「インセンティブ」という言葉で、わかりやすく表現しているということだろう。ただし、「インセンティブ」という言葉で様々なことが読み込まれるのは

確かに問題であるため、より議論して、明確化していきたい。

事務局：インセンティブという切り口に関する大谷構成員の御指摘は、おっしゃるとおりである。資料6-6の「【インセンティブ1】アクセシビリティ向上支援」と「【インセンティブ2】周知啓発施策の促進」は、放送事業者に対してインセンティブを与えるためにつくるものではなく、あくまで老若男女の誰もが安心できるサービスにアクセスしやすくすること、あるいは一般のSNS等で、場合によっては非常に危ないケースがあり得るといったことのリテラシーを高めるといった、あくまで視聴者をエンパワーするための施策である。その反射的な効果として、視聴者のために公共的な気概を果たそうとしている事業者にとってメリットになるような仕組みとなっている。

資料6-6の15ページの内容は、あくまで反射的な効果かもしれないが、事業者にとってのメリットの大きさを勘案しながら、求めていく要件も考えていきたいという趣旨であり、その考え方はぶれは生じていない。資料6-6の17、18ページの「インセンティブ」は、事業者のために作る施策ではないことを、座長及び構成員の皆さまと議論させていただきながら、整理してまいりたい。

穴戸座長：事務局と同じ認識である。放送事業者による放送の自由は、基本的に視聴者の知る権利に奉仕するための自由で、そのことを前提に放送制度は作られている。放送制度に一つの足場を置く、視聴データの取扱いに関するルールの作り方をどのように考えるかという議論をしている前提で、インセンティブを議論している。

「放送」として基本的にイメージされていることは、基幹放送だろうと思われる。基幹放送事業者以外の様々な事業者が国民の知る権利に奉仕するように活動していただくことは当然自由であるが、基幹放送事業者は、これまで認定を受けて、国民の知る権利に奉仕することを制度的に担保された存在として活動されてきた。そして、そのような事業者の中で、特に手を挙げていただく者には、ネットにおいて視聴者の知る権利を充実させるということを議論している。加えて、アテンションエコノミーのような状況の中で、きちんとした基本的情報が届くように、民放であれば経営基盤の強化、日本放送協会であれば放送法第81条に定められているような役割を果たすために、例えば、データの取扱いについて、世帯で共有されるデータであるなど、特殊なところが放送の視聴データにはあるが、その役割をしっかりと果たそうとした場合、地域の事業者間のデータ共有や、今後想定される系列、地上放送と衛星放送、日本放送協会と民放等の事業者間のデータ共有など、適切なガバナンスが効いた上での様々なデータ共有や分析等の取組等、様々なことが求められ、それらについては、しっかりとガバナンスをつくる必要がある。

日本放送協会：以前の検討会において、日本放送協会に課せられた放送法第81条のスキームについて、お話をさせていただいた。この中には、「豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に

寄与するように、最大の努力を払うこと」、さらに、「協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表しなければならない」と記されている。これこそがまさに、資料6-6の17ページに記されている、公共的な取組を進めることと考えている。日本放送協会として、宍戸座長から御示唆をいただいたような考え方について、全く一致しており、賛同させていただきたい。

日本民間放送連盟：宍戸座長が整理された考え方は大変参考になる。やはり視聴者の知る権利を守るためにという視点が非常に大事だということは、全くそのように考えている。

## 論点 2 に関連する構成員等の主な意見

### 構成員等ご発言（第 6 回議事要旨等）

森構成員：テレビのコンテンツは、自主的な取組によって完全に安全・安心なものになっており、同じ考え方をデータにも及ぼしていただきたい。テレビのコンテンツを配信する際は、コンテンツは既に自主的な取組によって安全であるが、データにおいても安全であるということは一定程度確保していただきたいと考えている。

石井座長代理（事後意見提出）：「安心安全」の用語の使い方にも留意する必要があると思いました。配信サービスにおいては(資料 6 - 6)、そのサービスの性質上、コンテンツが誰でも安心して視聴できるもので偏りが無いことは当然保障すべき品質だと思いますし、サービスを利用したい視聴者にとって具体的なメリットがあると認識しています。他方、データについては、視聴者が許容する範囲であれば使っても構わない、という性質のもので、視聴データが使われることは本来的には視聴者にメリットを与えるものではないはずですので、「安心安全」や「信頼」といっても消極的な性質に留まるのではないかという気がしています。以上の次第で、検討にあたっての観点のうち、「安心安全」の保護が十把一絡げに捉えられないよう、コンテンツとデータの違いを意識した交通整理を行って頂ければと思いました。

### 論点 3 に関連する構成員等の主な意見

#### 構成員等ご発言（第 6 回議事要旨等）

森構成員：インセンティブ自体に全く反対ではなく、これはしていただいて良いことと考える。テレビのコンテンツは、自主的な取組によって完全に安全・安心なものになっており、同じ考え方をデータにも及ぼしていただきたい。テレビのコンテンツを配信する際は、コンテンツは既に自主的な取組によって安全であるが、データにおいても安全であるということは一定程度確保していただきたいと考えている。一定程度の確保は、完全に手上げ制、インセンティブ制のみで良いだろうか。手を挙げない事業者は何も対応しなくて良いとはならないと考える。テレビのコンテンツを自主的に安心・安全な内容にいただいたことは自主的な取組であって、素晴らしいことではあるが、それは放送波を利用できる事業者として選ばれた者の義務であり、この義務は、データの取扱いにも当てはまると考えており、インターネットの配信サービスにおいて、いわゆる外部送信について、事業者が全くフリーハンドではないと考えている。つまり、放送事業者へのインセンティブに反対というわけではないが、手を挙げない放送事業者は何もしなくて良いということではないため、インセンティブによらない底上げの部分も検討すべきと考える。

宍戸座長：森構成員の御指摘の部分も、資料 6 - 6 の 15 ページの「A：インセンティブの内容の如何にかかわらず、インセンティブを付与する以上はその要件として最低限確保されるべき規律」と「B：インセンティブの大きさに応じて求めていきたい規律」の振り分けも含めて、整理する必要がある。

佐藤構成員：放送は電波、周波数を割り当てられているという特殊事情がある。ネット配信に関しては、インターネット回線が利用されているが、回線の利用にコストがかかっている。放送のコンテンツには様々な配信をする方法があるが、その配信の方法における考え方として、インセンティブがあると考えている。山間部における放送を考えようとすると、放送事業者がネット配信に頼らなければならない状況も生じる可能性があるため、その点も含めた形で議論しなければ、後々、つじつまが合わなくなるかもしれない。

内山構成員：基本的には、事務局の御提案のものを今後詰めていく方向性で考えていきたい。手挙げ方式になっているため、手を挙げなければ、データ取得もしないということが行間にはあるので、そのあたりも考えていく必要はある。森構成員から御指摘があったような、全体の底上げが必要であれば、また少し議論が必要になってくると思われる。公正競争の観点で、誰と誰が競争するという想定をどう置くかは、確かに難しいところがある。現状、まだ、ネットネイティブである事業者と放送ネイティブである事業者の競争が視野に入っているため、いわば、市場対市場、あるいは産業対産業の競争になり、なか

なか、イコールフットイングの状況を作り出すことが難しい中にある。ただし、もう少し現実化すれば、グローバルプラットフォーム対ナショナルプレイヤーの競争といった、経済学的には完全に非対称な競争をせざるを得ないという状況があるという一面があるため、一種の国家政策的にどうするかということが非常に絡んでくる問題である。

日本民間放送連盟：本日示された基本的な考え方の中で、配信サービスに対する放送分野ガイドラインの適用について、テレビ視聴データを利用した場合のみ放送分野ガイドラインを適用するという考え方は、従前から日本民間放送連盟の要望に沿った考え方でもあるので、この方向で議論が進むことを期待している。一方で、様々な議論が出ているインセンティブの適用については、インセンティブと課せられる規律のバランスは、非常に難しいことかと考えるため、具体的な内容は検討されていくべきだろうと考えている。

構成員等ご発言（第 6 回議事要旨等）

穴戸座長：「放送」として基本的にイメージされていることは、基幹放送だろうと思われる。基幹放送事業者以外の様々な事業者が国民の知る権利に奉仕するように活動していただくことは当然自由であるが、基幹放送事業者は、これまで認定を受けて、国民の知る権利に奉仕することを制度的に担保された存在として活動されてきた。そして、そのような事業者の中で、特に手を挙げていただく者には、ネットにおいて視聴者の知る権利を充実させるということを議論している。加えて、アテンションエコノミーのような状況の中で、きちんとした基本的情報が届くように、民放であれば経営基盤の強化、日本放送協会であれば放送法第 81 条に定められているような役割を果たすために、例えば、データの取扱いについて、世帯で共有されるデータであるなど、特殊なところが放送の視聴データにはあるが、その役割をしっかりと果たそうとした場合、地域の事業者間のデータ共有や、今後想定される系列、地上放送と衛星放送、日本放送協会と民放等の事業者間のデータ共有など、適切なガバナンスが効いた上での様々なデータ共有や分析等の取組等、様々なことが求められ、それらについては、しっかりとガバナンスをつくる必要がある。

この点について、似たような話として、医療分野の次世代医療基盤法という、認定を受けた事業者の特例的な個人データの取扱いを認める枠組みがある。もともと放送法では、基幹放送事業者を認定する制度があるわけで、その中で、一定のガバナンスを担保した上で手を挙げる事業者には、そのような特例的なデータの取扱いにより、公共的な役割を果たしていただくという議論ができるのではないか。そのための視聴データの取扱い方を考えられないかということが大きなストーリーであると考え。



## 論点 5 に関連する構成員等の主な意見

### 構成員等ご発言（第 6 回議事要旨等）

佐藤構成員：放送のコンテンツには様々な配信をする方法があるが、その配信の方法における考え方として、インセンティブがあると考え。山間部における放送を考えようとすると、放送事業者がネット配信に頼らなければならない状況も生じる可能性があるため、その点も含めた形で議論しなければ、後々、つじつまが合わなくなるかもしれない。

日本民間放送連盟：様々な議論が出ているインセンティブの適用については、インセンティブと課せられる規律のバランスは、非常に難しいことかと考えるため、具体的な内容は検討されていくべきだろうと考えている。最終的な検討は、配信サービスのビジネスの話にまで踏み込んでくるものと考え。その点はもはやプライバシー保護に関することだけではないため、関連する検討会や関連する会議体等と連携していきながら、議論させていただきたい。

穴戸座長：佐藤構成員や日本民間放送連盟から御発言いただいたように、例えば配信の在り方については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」で御議論いただいているように、例えば、ブロードバンドを利用した取組の問題や、偽情報対策の議論とも密接に関わるもの。また、議題②で議論いただいた共通 NVRAM のリンクキーの問題も、こうした大きな枠組みの中での的確に捉えて話を進めていくことが適切と考える。その方向で引き続き、検討を進めるための準備を総務省情報通信作品振興課にはお願いしたい。